

告 示

埼玉県告示第三十八号

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）第二十四条第二項の規定により、権現堂公園の指定管理者である特定非営利活動法人幸手権現堂桜堤保存会の主たる事務所の所在地の変更の届出があつたので、次のとおり告示する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 変更後の指定管理者の主たる事務所の所在地

埼玉県幸手市大字千塚千四百八十三番地

二 変更の年月日

令和三年十一月三十日